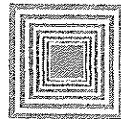

公務員の 失業者退職手当制度 の手引き 第1次改訂版



退職手当制度研究会[編著]

はしがき

国家公務員は、法律により身分が保障されており、景気変動による失業が予想されにくいくことなどから、一部の者を除き、雇用保険法の適用対象から除外されています。しかし、国家公務員といえども退職後失業している場合には、雇用保険法の失業等給付程度のものは保障する必要があるとして設けられたのが、この失業者の退職手当制度です。

本制度は、退職した国家公務員に対して雇用保険法の失業等給付に相当する給付を保障するのですが、あくまでも国家公務員の退職手当制度の中の一つであるため、雇用保険制度とは異なった取扱いが少なからず行われています。そのため、その運用や手続きが非常に難解なものとなっている点があり、関係各方面からの強い要望がありましたため、平成9年12月に「公務員の失業者退職手当制度の手引き」を発刊いたしました。

発刊から長い年月を経るうちに雇用保険制度の改正に合わせ失業者の退職手当制度も幾たびかの改正が行われてまいりましたので、この度、改訂版を発刊することにいたしました。改訂版の編集に当たりましては実務担当者が利用しやすいよう、平成9年に発刊した初版の編集方針に沿って編集を行いました。

失業者の退職手当制度の理解と事務の的確な処理のため本書を活用いただければ幸いです。

平成29年12月

退職手当制度研究会

目 次

第 1 編 序 論

第 1 章 失業者の退職手当制度の概要 10

第 1 節 失業者の退職手当制度の趣旨	10
第 2 節 雇用保険法からの適用除外	11
第 3 節 雇用保険法における失業等給付	13

第 2 編 本 論

第 1 章 基本手當に相当する退職手当 18

第 1 節 基本手當に相当する退職手当の概要	18
法第10条第1項	18
法第10条第2項	34
法第10条第3項	35

第 2 節 失業者の退職手当支給規則詳解

規則第 1 条 (基本手当の日額)	38
規則第 2 条 (賃金日額)	41
規則第 3 条 (退職票の交付)	54
規則第 4 条 (在職票の交付)	57
規則第 5 条 (退職票の提出)	60
規則第 6 条 (受給資格証の交付等)	63

規則第 6 条の 2 (法第10条第 1 項に規定する内閣官房令で定める者)	66
規則第 7 条 (法第10条第 1 項に規定する内閣官房令で定める理由)	68
規則第 8 条 (受給期間延長の申出)	71
規則第 9 条 (基本手當に相当する退職手当の支給調整)	74
規則第10条 (基本手當に相当する退職手当の支給日)	83
規則第11条 (基本手當に相当する退職手当の支給手続)	84
規則第12条 (公共職業訓練等を受講する場合における届出)	90

第 2 章 高年齢求職者給付金に相当する退職手当 94

第 1 節 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の概要	94
法第10条第 4 項	95
法第10条第 5 項	98
第 2 節 失業者の退職手当支給規則詳解	99
規則第17条の 2 (高年齢受給資格証の交付等)	99
規則第19条の 2 (高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)	100

第 3 章 特例一時金に相当する退職手当 104

第 1 節 特例一時金に相当する退職手当の概要	104
法第10条第 6 項	104
法第10条第 7 項	108
法第10条第 8 項	109

第2節 失業者の退職手当支給規則詳解	110
規則第18条（特例受給資格証の交付等）	110
規則第20条（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）	112

第4章 基本手當に相当する退職手当の延長給付 115

第1節 基本手當に相当する退職手当の延長給付の概要	115
法第10条第9項	115
法附則第25項	126
第2節 失業者の退職手当支給規則詳解	128
規則第13条の2（法第10条第9項第2号に規定する内閣官房令で定める者）	128

第5章 技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・就業促進手当・移転費・求職活動支援費に相当する退職手当 130

第1節 技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・就業促進手当・移転費・求職活動支援費に相当する退職手当の概要	130
法第10条第10項	130
第2節 失業者の退職手当支給規則詳解	136
規則第13条（技能習得手當に相当する退職手当等の支給手続）	136
規則第14条（傷病手當に相当する退職手当の支給手續）	137
規則第21条（就業促進手當等に相当する退職手当の支給手續）	138

第6章 その他 140

法第10条第11項	140
法第10条第12項	141
法第10条第13項	141
法第10条第14項	142
法第10条第15項	142

附 錄

失業者の退職手当支給規則 別記様式	145
--------------------------	-----

凡　例

本書の内容は、平成30年1月1日現在のものである。

説明中、以下のとおり略称により記載している部分がある。

法、退職手当法………国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）

施行令……………国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）

規則……………失業者の退職手当支給規則（昭和50年総理府令第14号）

第1編　序　論

第1章 失業者の退職手当制度の概要

法第10条に規定する「失業者の退職手当」制度は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）との関連において設けられたものである。

第1節 失業者の退職手当制度の趣旨

雇用保険法は、その目的として、労働者（雇用保険の被保険者）が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うこと等により、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを第1条に掲げている。この雇用保険制度は社会保険制度の仕組みの一つとなっており、被保険者及び事業主は応分の保険料を負担することとなっている。

国家公務員については、民間の労働者のような景気変動による失業が予想されにくいくこと等もあって、一部の者を除き、雇用保険法の適用対象から除外されている。したがって、保険料負担も失業等給付もない。

しかしながら、雇用保険法は、その目的・趣旨からみて、本来、社会保険制度として広く適用されるべき建前のものであり、国家公務員といえども退職後失業している場合には、雇用保険法の失業等給付程度のものは保障する必要がある。

このような趣旨から、法第10条において失業者の退職手当制度を設け、

国家公務員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときは、その差額分を特別の退職手当として、失業の認定を受けた日について公共職業安定所等を通じて支給しようとするものである。

第2節 雇用保険法からの適用除外

雇用保険法では次のように定め、第6条第6号において国家公務員を適用除外している。

○雇用保険法（抄）

（適用除外）

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 一 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- 二 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）
- 三 季節的に雇用される者であつて、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの
- 四 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であつて、前3号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 五 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）

であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）

六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

○雇用保険法施行規則（抄）

（法第6条第6号の厚生労働省令で定める者）

第4条 法第6条第6号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の事業に雇用される者（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する常時勤務に服することを要する国家公務員以外の者であつて、同条第2項の規定により職員とみなされないものを除く。）

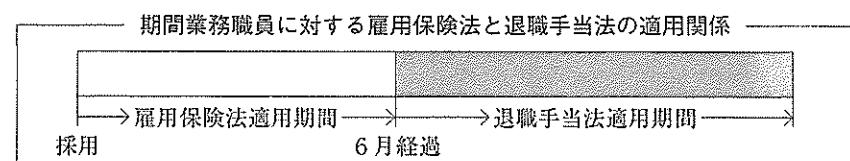
二・三 （略）

2 （略）

雇用保険法第6条第6号の趣旨、退職手当法の規定の仕方等からみて、退職手当法の適用を受け、一般の退職手当（法第2条の4の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格のある者は、雇用保険法の適用除外となる。したがって、定員内職員及び常勤職員給与支弁職員（以下「定員内職員等」という。）については、雇用保険法を適用させる必要がない。

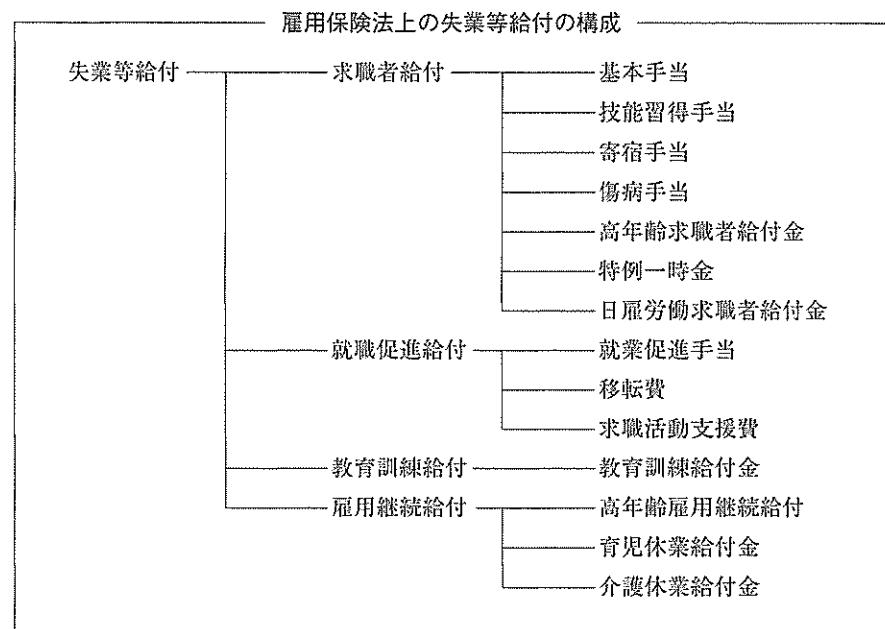
ところが、期間業務職員等の非常勤職員については、退職手当法の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があり、したがって、非常勤職員については、その採用の日から雇用保険法の適用を受けることとなる。しかしながら、非常勤職員が、定員内職員並みの勤務時間により勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月（経過措置により当分の間は6月（昭和34年改正政令附則第5項））を超えるに至った場合には、「職員」と

みなされ退職手当法の適用を受けることとなるので、その時点から雇用保険法の適用対象から除外されることとなる。



第3節 雇用保険法における失業等給付

雇用保険法における失業等給付について整理すれば、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付に大別される（雇用保険法第10条第1項）。



求職者給付は、労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図り、もって失業者の求職活動を容易ならしめようとするものである。つまり、賃金を主たる収入源として生活を築いてきた労働者が保険事故である失業に遭遇した場合には、通常はその収入の途が途絶えて生活の安定を維持することが困難となってしまい、安心して求職活動を行うことができなくなるので、そのような場合に、生活の安定を図るために一定の範囲内でその者の所得を保障し、もって求職活動を容易にしようとするものであり、失業等給付のなかでも中心的な機能を果たしている。

求職者給付を分類すると、一般被保険者に対する求職者給付としては、基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当の4種類の手当（雇用保険法第10条第2項）、一般被保険者以外に対する求職者給付としては、高年齢被保険者に対する求職者給付として高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者に対する求職者給付として特例一時金、日雇労働被保険者に対する求職者給付として日雇労働求職者給付金（雇用保険法第10条第3項）が規定されている。

就職促進給付（雇用保険法第10条第4項）は、失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給されるものである。つまり、求職者給付が失業者の失業期間中の生活の安定を図ることを主眼とし、このことを通じて再就職を支援するのに対し、より直接的に再就職活動を援助しようとするもので、就業促進手当（就業手当、再就職手当、常用就職支度手当）、移転費及び求職活動支援費が支給される。雇用保険制度は、労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図り、もって失業者の求職活動を容易ならしめようとするものであるが、反面、ともすれば再就職の機会があってもすぐに就職しないで給付を受け続ける傾向もないわけではない。このため、早期に再就職した者に対して給付を行うことにより、再就職意欲を喚起し、受給者ができる限り早く職業に就くことを積極的に奨励するものである。

教育訓練給付（雇用保険法第10条第5項）は、労働者の主体的な能力開発を促進することを目的とし、労働者や離職者が自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する一定の教育訓練を受講し修了した場合に、本人が支払った受講費用の一部を教育訓練給付金として支給するものである。

雇用継続給付（雇用保険法第10条第6項）は、高年齢者や女性等の雇用の安定を図ることを目的として、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付が規定されている。雇用継続給付のうち、高年齢雇用継続給付は、一定の受給要件を満たす60歳以上65歳未満の一般被保険者で、60歳時点又は離職時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続けている者に対して支給されるものであり、この給付を行うことにより高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、高年齢者の雇用の継続を援助、促進することを目的としている。育児休業給付金は、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した被保険者であって、一定の受給要件を満たす者に対して支給される給付であり、この給付を行うことにより労働者が育児休業を取得しやすくなるようにし、その後の円滑な職場復帰を援助、促進することを目的としている。介護休業給付金は、被保険者が家族を介護するために介護休業を取得した場合において、一定の受給要件を満たしたときに支給される給付であり、労働者が介護休業を取得しやすくなるように、職業生活の円滑な継続を援助、促進することを目的としている。

なお、求職者給付のうち日雇労働求職者給付金、教育訓練給付及び雇用継続給付は、退職手当法において国家公務員への適用は規定されていない。また、雇用継続給付のうち育児休業給付及び介護休業給付に相当する給付は、国家公務員共済組合制度の中で措置されている。